平成２５年（フ）第９０７号
神戸市兵庫区中道通８丁目３番16―302号、従前の住所神戸市長田区五番町３丁目７番地の１　市住33―202号
債務者　宮脇　隆男
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９１４号
神戸市兵庫区西柳原町９番４号
債務者　東　　貞女
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９３５号
神戸市兵庫区駅前通４丁目３番５―305号
債務者　安達　妙子
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１６９号
愛知県海部郡蟹江町八幡１丁目20番地　エーデルワイス八幡105号
債務者　内田　　満
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１７７号
福岡市西区大字飯氏540番地５、申立時の住所名古屋市西区中小田井３丁目104番地ユーハウス第３中小田井701号
債務者　久保　　理
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１８９号
名古屋市西区則武新町１丁目20番１号　市営南押切荘３棟1103号
債務者　加藤　　学
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１９０号
名古屋市西区則武新町１丁目20番１号　市営南押切荘３棟1103号
債務者　加藤いづみ
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４５号
青森市新田２丁目３番32号
債務者　木村　久雄
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６２号
青森市大字大野字前田71番地90　藤美荘５号
債務者　佐藤　忠夫
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７８号
青森県五所川原市大字川山字森内60番地３
債務者　松澤　滋子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第２０２４号
名古屋市港区八百島２丁目908番地　グリーンハイツ202号
債務者　藤田暎魯こと　葛　　暎魯
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０２５号
名古屋市港区八百島２丁目908番地　グリーンハイツ202号
債務者　藤田正子こと　金　　正姫
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１０２号
名古屋市西区五才美町259番地
債務者　安江　恵美（旧姓甲斐）
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６４号
青森県三戸郡南部町大字沖田面字南本村33番地４　沖田面第一団地501、前住所青森県三戸郡南部町大字大向字中居構26番地
債務者　柴田　勝美
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１６５号
青森県三戸郡南部町大字沖田面字南本村33番地４　沖田面第一団地501、前住所青森県三戸郡南部町大字大向字中居構26番地
債務者　柴田　芳巳
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

免責許可決定

平成２５年（フ）第８８０号
千葉市中央区汐見丘町21番９号
破産者　齋藤　裕子
1　決定年月日　平成26年１月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９０９号
千葉県市川市国府台５丁目25番20―404号　ミキハイム国府台弐番館
破産者　石塚美奈子
1　決定年月日　平成26年１月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係